

I. 改正目的

制度導入以来7年を経過し、制度を原点に立ち返って見直し、独立行政法人のガバナンスを抜本的に強化するなど、所要の措置を講ずるものとする。

II. 改正事項の概要

1. 評価機関の一元化

(1) 新たな独立行政法人評価委員会の設置

- ① 独立行政法人の評価機能を一元化し、新たに総務省に置く独立行政法人評価委員会（以下「評価委」という。）に担わせることとする。（各府省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会は廃止。）
- ② 評価委の委員は委員18人とし、内閣総理大臣が任命するものとする。
- ③ 評価委は、関係行政機関の長又は独立行政法人の長若しくは監事に資料提出等必要な協力を求め、また、自ら、必要な調査をすることができることとする。

(2) 毎年度の実績評価及び中期目標の期間の終了時に行う事務・事業の見直しの再構築並びに内閣によるガバナンスの強化

- ① 独立行政法人は、毎事業年度終了後、当該事業年度の業務実績、中期計画の進捗状況等について、自己評価を付した報告書を提出して、評価委の評価を受けなければならないこととする。報告書の提出は主務大臣を経由して行うものとし、主務大臣は、必要な意見を添付することとする。
- ② 評価委は、中期目標を達成するために独立行政法人が当面講ずべき措置や次の中期目標に向けた措置について主務大臣に勧告することができることとする。また、評価結果の独立行政法人及び主務大臣への通知、評価結果及び勧告内容の内閣総理大臣への報告を行うこととする。
- ③ 主務大臣は、評価委が勧告を行った場合、中期目標を達成するために独立行政法人が当面講ずべき措置を指示することができることとする。また、中期目標の期間の終了時において次の中期目標に向けて必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 評価委は、特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、②の勧告事項について内閣法の規定による措置がとられるよう意見具申することができることとする。
- ⑤ 上記措置に併せ、主務大臣の業務方法書、短期借入金等の認可、財務諸表の承認等に際して行われていた各府省の独立行政法人評価委員会への意見聴取手続は、評価委については設けないこととする。

2. 役員人事の一元化、人事への評価の活用等

- (1) 主務大臣は、法人の長及び監事の任命に当たっては、内閣の承認を得ることとする。
- (2) 法人の長は、(1)以外の役員を任命したときは、当該役員が担当する職務の内容を主務大臣への届出、公表を義務付け、その担当職務を明確化する。
- (3) 評価委は、評価結果又は自らの調査の結果を踏まえ、主務大臣又は法人の長に対し、それぞ

れの任命に係る役員の解任を勧告できることとする。

3. 監事・会計監査人の職務権限の充実強化、内部統制システム構築の義務付け等

- (1) 監事について、独立行政法人の役職員・子法人に対する報告要求権、業務・財産状況の調査権限を新たに規定（会計監査人についても所要の規定）することとする。
- (2) 監事の独立性の強化等のため、大半の個別法において2年とされている任期について、4年を基本として財務諸表の主務大臣承認のときまでに改める。
- (3) 独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等（内部統制システム）を業務方法書の記載事項として明記することとする。

4. 非特定独法の役職員の再就職規制

- (1) 特定独立行政法人以外の独立行政法人（以下「非特定独法」という。）の役職員が密接関係法人等（営利企業等のうち資本関係、取引関係等において非特定独法と密接な関係を有するもの）に対して行うあっせんを原則禁止とする。
- (2) 現職の役職員が業務に係る法令等違反行為に関して行う求職活動を禁止する。
- (3) 再就職者から業務に係る法令等違反行為の働きかけを受けた役職員について法人の長への届出を義務付ける。
- (4) 再就職規制に関して法人の長がとるべき措置等について定める。

5. 保有資産の見直しのための法整備（国庫納付等）

- (1) 不要財産の処分義務を規定するとともに、処分計画の中期計画への記載を義務付ける。
- (2) 国費で取得した不要財産の国庫納付を義務付け、国庫返納に伴う減資等について、所要の規定を設ける。（民間出資等で取得した不要財産の払戻しについても所要の規定）